

I 林業再生への挑戦（仮称）

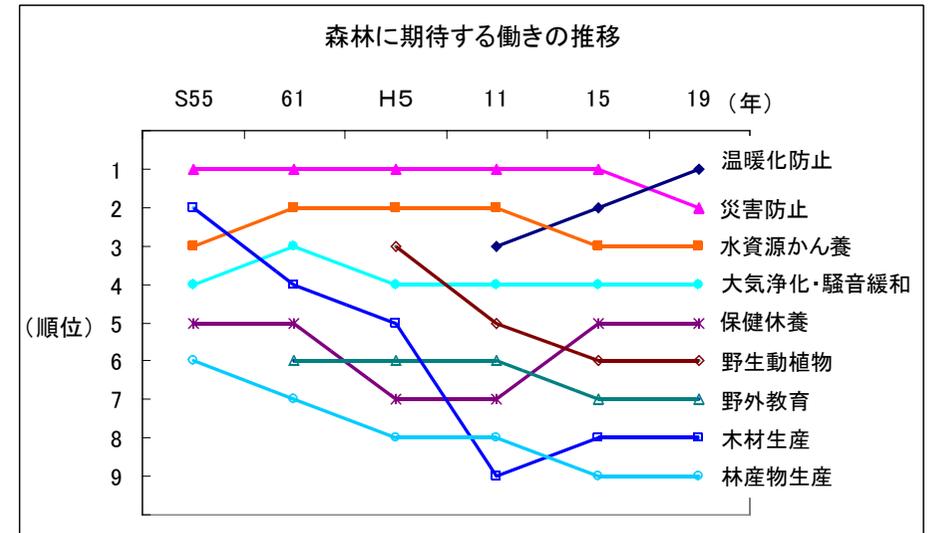
1 国民の期待に応える森林づくり ～期待が高まる地球温暖化防止への貢献～

- 内閣府が平成19年5月に実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、森林に期待する働きとして「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化防止に貢献する働き」が一位。二酸化炭素吸収源としての森林に対する国民の期待が高まっている状況。
- 一方、項目に掲げられている各機能は、別々にその働きが発揮されるものではなく、森林の適切な整備・保全を通じて全体の機能が高まっていくもの。
- 特に、高齢級の人工林が増加する中においては、間伐の繰り返しや広葉樹との混交林化等の多様な森林整備を適切に実行していくことが求められている状況。
- 昨年策定された森林・林業基本計画においても、100年先を見通し、針広混交林化や広葉樹林化、長伐期化等の多様な森林づくりを提示。
 今後は、樹種や伐期の多様化等により、多面的機能を持続的に発揮させる森林づくりを長期的視点に立って推進することが重要。
- 林業は、これらの森林整備を担うものであり、材価の低迷等により森林整備の遅れが生じるなどの影響が見られる中、将来にわたって国民の期待に応えた森林整備を進めていくためには、林業の再生が不可欠。

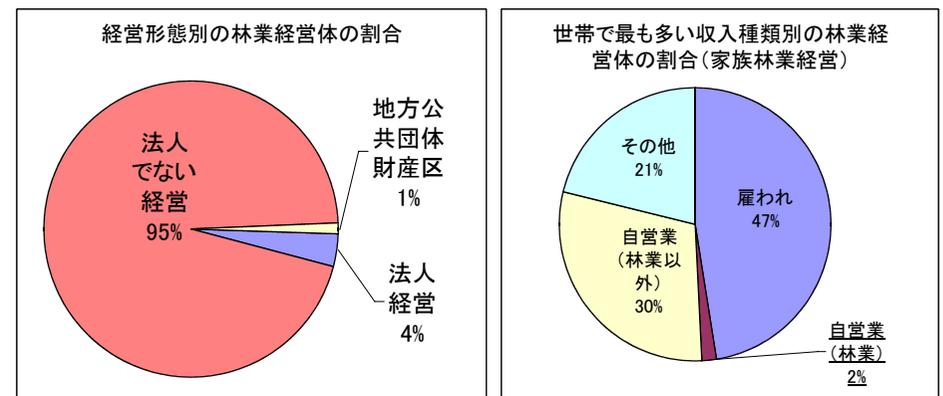
2 森林整備を担う林業・山村の現状

(1) 林業経営の現状

- 「2005年農林業センサス」によると、林業経営体のうち、法人でない経営体が数では95%、保有面積では46%を占めている状況。また、法人でない経営体の94%が家族林業経営。
- 家族林業経営において、林業収入が世帯で最も多い収入であるものは2%であり、林業収入が生計に占める位置付けは低い状況。
 また、会社として法人化している山林を保有する経営体においても、収入が最も多い事業が林業である経営体は25%。

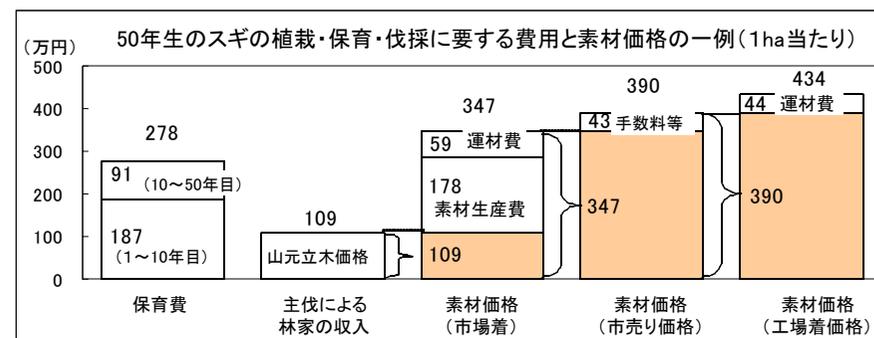


資料：内閣府「森林・林業に関する世論調査」（昭和55年）、「みどりと木に関する世論調査」（昭和61年）、「森林とみどりに関する世論調査」（平成5年）、「森林と生活に関する世論調査」（平成11年、平成15年、平成19年）
 注：期待する働きの回答は、選択肢の中から3つまでを選ぶ複数回答であり、選択肢の「特にない」、「わからない」及び「その他」を除き記載している。



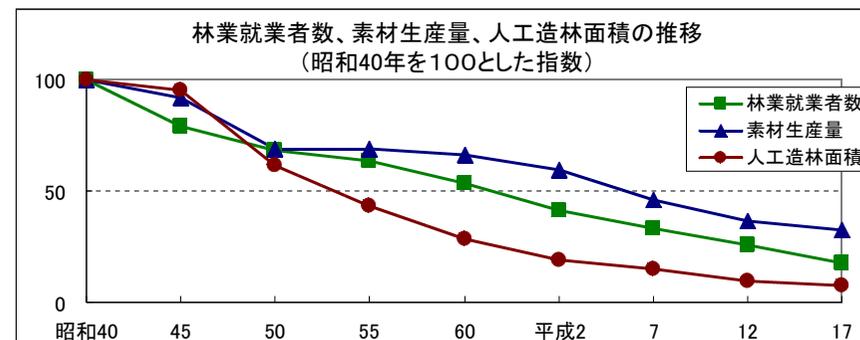
資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

- このような中、植栽・保育・間伐・主伐等の事業の多くが森林組合や素材生産業者等の林業事業者への委託等により行われている状況。
- しかし、材価の低迷等経営環境は厳しく、森林所有者や林業事業者は山元に収益を安定的に還元できるまでには至っていない状況。
- 例えば、スギを植栽し50年間保育するには2～3百万円の費用が必要となっており、一定の公的な支援が行われているものの、山元立木価格が低迷している現状においては、林業の採算性の確保が困難な状況。



資料：農林水産省「林家経済調査育林費結果報告」(平成13年度)、(財)日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」、農林水産省「木材価格」、林野庁業務資料
 注1) 素材価格(工場着価格)は、農林水産省「木材価格」のスギ中丸太(14～22cm)、同(24～28cm)、大丸太(30～36cm)の価格を7：2：1の割合で按分して算出。
 注2) 素材価格(市売り価格)の手数料等は、市売り手数料6%、積積料600円/m³として算出。

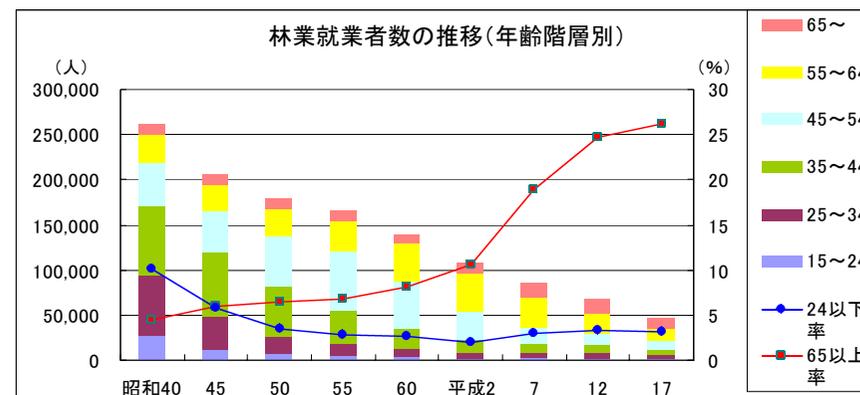
- このような林業の採算性の低い状況が施業意欲の低下を招いており、間伐の遅れや造林未済地の発生が一部にみられるなど、公益的機能の発揮に支障をきたすことが懸念される状況。
- 一方、世界的な木材需給の逼迫傾向等により国産材を見直す兆しがある中、それを有効に活用するには、木材産業が求める安定供給へのニーズに応じていく必要があり、林業経営においては経営規模の拡大や林業生産コストの低減に向けた一層の取組が求められているところ。
 このため、施業の委託化や集約化を進めるとともに、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト作業システムを導入する取組等を進めていくことが必要となっている状況。



資料：総務省「国勢調査」、農林水産省「木材需給報告書」、林野庁業務資料

(2) 林業就業者の現状

- 林業就業者の減少は、造林面積や素材生産量の減少とともに進行。平成17年の林業就業者数は約5万人となり、ここ10年間だけでも約半数に減少。
 また、高齢化も進行しており、17年の全産業の高齢化率が9%であるのに対し林業は26%と高い状況。
- 林業就業者の確保・育成については、平成15年度から緑の雇用事業を実施し、18年度までの4年間に6千人以上が研修を修了。19年度も約1,300人が研修を予定しており、就労促進に一定の成果。



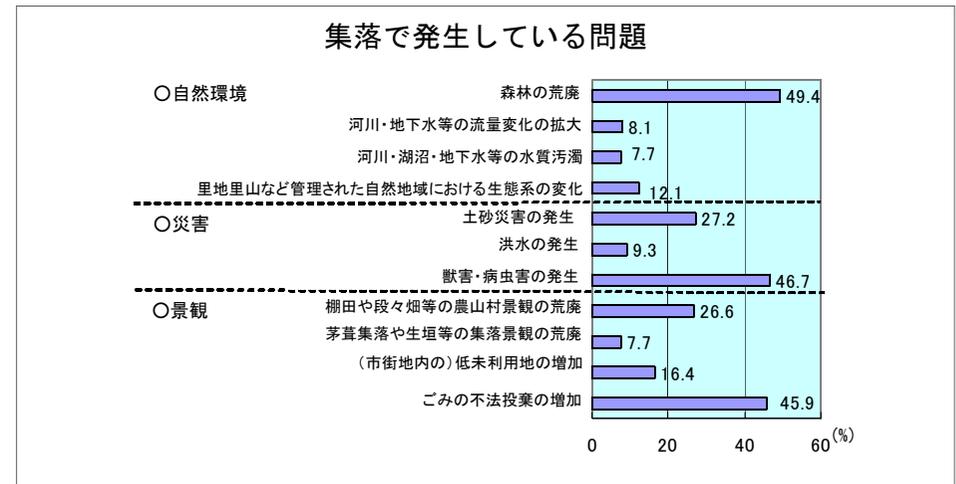
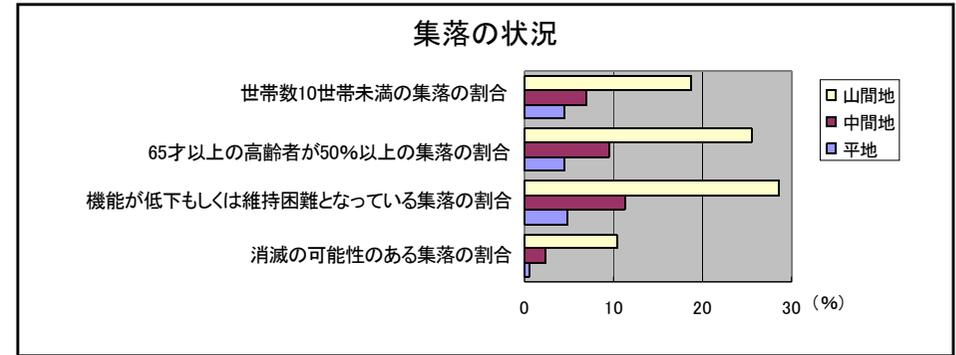
資料：総務省「国勢調査」

(3) 山村の現状

- 総務省と国土交通省が合同で実施した「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」によると、山間地にある集落は、世帯数の小さな集落の割合や機能の維持が困難な集落の割合が高くなっており、厳しい社会環境にあるところ。
- また、同調査によると、集落で発生している問題として、「森林の荒廃」、「獣害・病虫害」、「ごみの不法投棄」など、森林の維持・管理に影響を及ぼす現象が顕在化。
- 「2005年農林業センサス」によると、不在村者の保有する森林面積は私有林の24%。保有山林規模の大きい不在村者の中には、山林所在地に管理人等を置いて林業生産活動を行っている者もいるが、全体的にみれば、不在村者保有の森林は在村者と比べ森林組合加入の割合が低く、特に県外居住の不在村者の加入割合が低いことから、居住地が所有森林の遠方にあるほど林業経営への関心が薄いと考えられる状況。

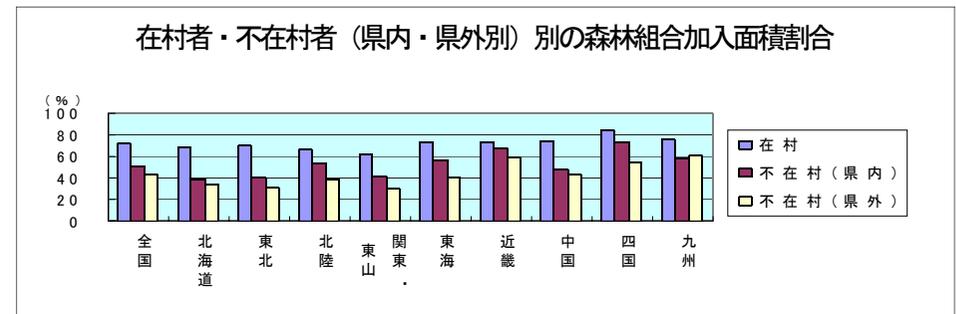
(4) 懸念される森林整備の遅れ

- 現在の人工林は、多くの人々の多大な努力によって造成された貴重な財産。これらが利用可能な資源として充実しつつある今、これからの林業は、この資源を有効に活用するとともに、将来に健全な森林を引き継いでいくことが大きな課題。
- しかしながら、施業意欲の低下による間伐の遅れ等が懸念されるとともに、不在村者等の保有森林においては、世代交代等により、今後、所有者や所有界の確認に手間取ることなど、森林管理上の問題が懸念される状況。
- このため、充実しつつある森林資源を有効に利用し、採算性が確保される効率的な林業経営を構築していくことが必要。



資料：総務省・国土交通省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(19年8月)

注：1) 「山間地」：林野率が80%以上の集落、「中間地」：山間地と平地の中間にある集落、「平地」：林野率が50%未満でかつ耕作率20%以上の集落
2) 「集落で発生している問題」は、複数回答



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」

3 新たな林業に向けた胎動～安定供給を支える経営体の育成～

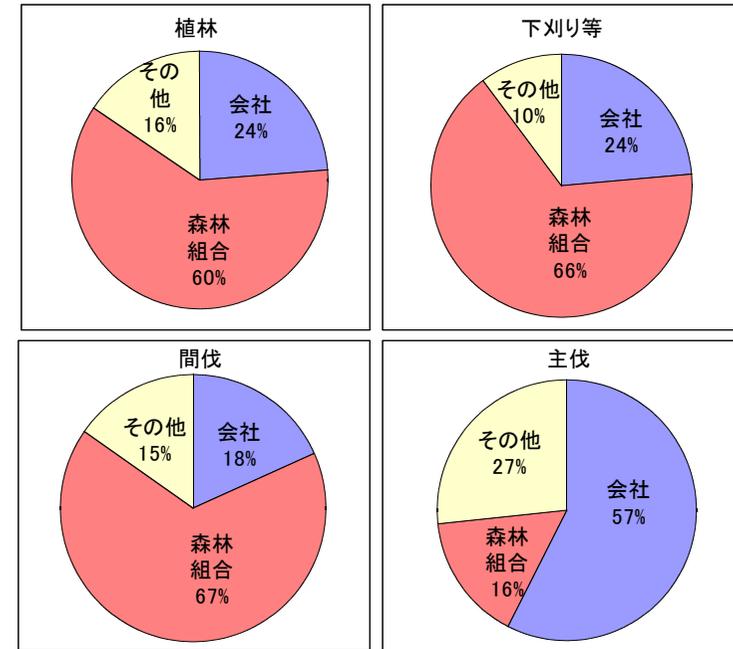
(1) 充実しつつある森林資源への期待の高まり

- 我が国の森林資源が充実しつつある中、製材、合板、集成材等の木材加工分野においては、世界的に需要が逼迫傾向にある外材よりも国産材を安定的な調達に期待される原材料として見直す動き。

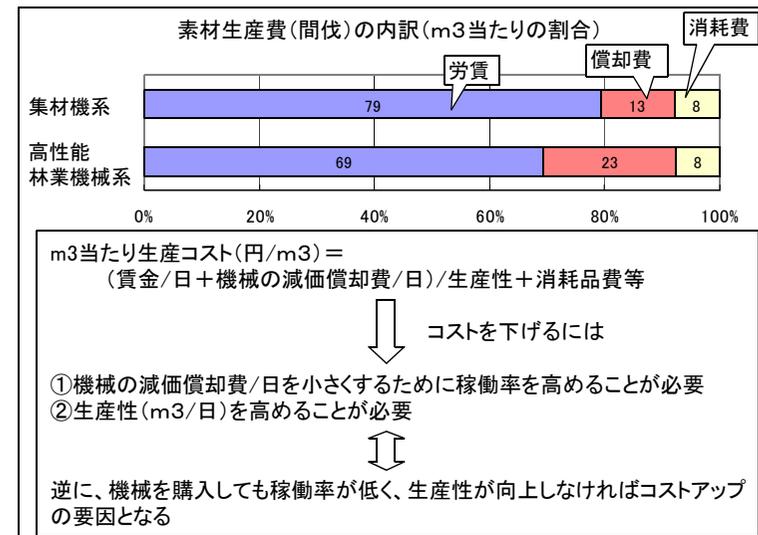
(2) 原木の安定供給の実現に向けて

- 資源が充実しつつあることや木材加工分野における国産材利用の拡大の動きを追い風として林業を立て直すには、これまでの林業の弱点であった原木の安定供給を実現するため、それを支える経営体を育成することが不可欠。
- 現在、植林・下刈り等の保育や間伐の事業を森林組合が、主伐の事業を素材生産業者が主に担っている状況の中、原木を確保し安定供給を図っていくには、地域の実情に応じた取組を進めていくことが重要。具体的には、森林組合が中心となる場合、素材生産業者が中心となる場合、製材工場等と素材生産業者等が連携する場合など、地域の核となる主体による供給体制の構築が重要。
- その際には、意欲のある森林組合や素材生産業者による先進的な活動を参考としながら、地域の森林や林業事業者等の状況に応じて、施業の集約化や機械化に取り組んでいくことが重要。
- また、安定供給を維持するためには、森林所有者、林業事業者それぞれの採算性を高めていくことが不可欠。
このため、施業の集約化、路網整備と高性能林業機械を組み合わせ合わせた生産性の高い作業システムの採用、機械の稼働率の向上、流通の効率化等の取組を総合的に推進することが必要。
- さらに、林業事業者が施業の集約化に取り組む際に必要な森林情報（森林所有者名、樹種、林齢等）や、木材加工業者が計画的な原料調達を行うために必要な供給可能量等の情報（樹種別供給可能量、所在地等）など、安定供給に携わる各主体が必要な情報を入手しやすい環境を整えることが重要。
- 森林所有者、林業事業者、加工業者が供給可能量等の情報を共有することは、流通の直送化や取引の安定性を高めるためにも有効。

林業作業の受託割合



資料：農林水産省「2005年農林業センサス」
 注1)：受託面積から再委託面積を除いた面積の割合
 注2)：間伐については、切り捨て間伐と利用間伐の区分がされていない。



資料：林野庁業務資料

○ 安定供給に向けた具体的な動き

【原木供給可能量情報の集積・提供】

平成19年度に、全国、地域、都道府県レベルにおいて原木供給可能量情報の集積・提供等を行う国産材安定供給協議会を設立。当協議会においては、樹種、供給可能量、所在地、問い合わせ先等の情報を公表。

【提案型集約化施業の推進】

森林組合等の林業事業者が、施業の集約化を進めるにあたり、施業の具体的な内容や収支見込み額等を明らかにした提案書を作成し、森林所有者に委託を働きかける森林施業プランナーを育成。今後、森林所有者からの施業の長期的な委託を拡大するため、森林施業プランナーによる施業提案活動を推進。

【素材生産業者の取組】

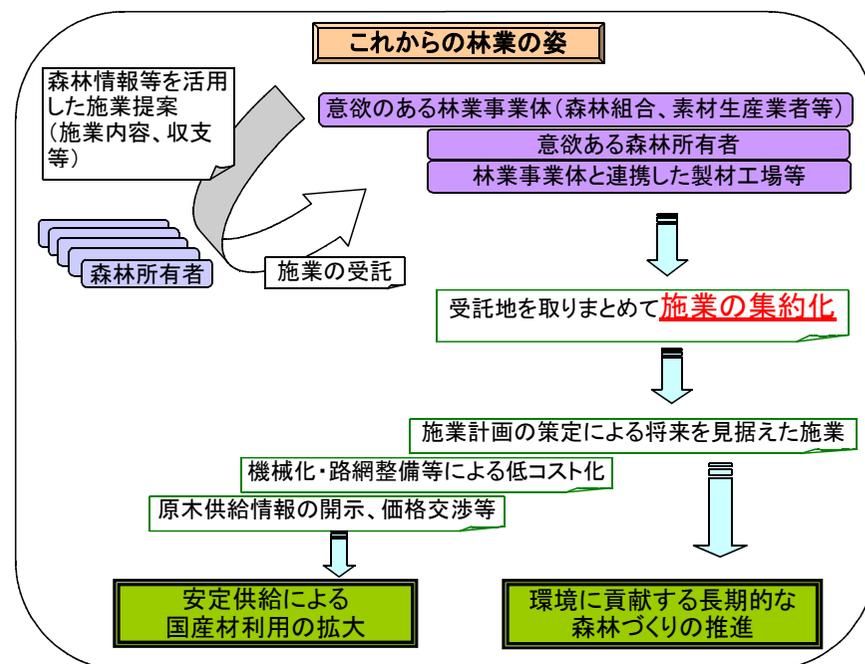
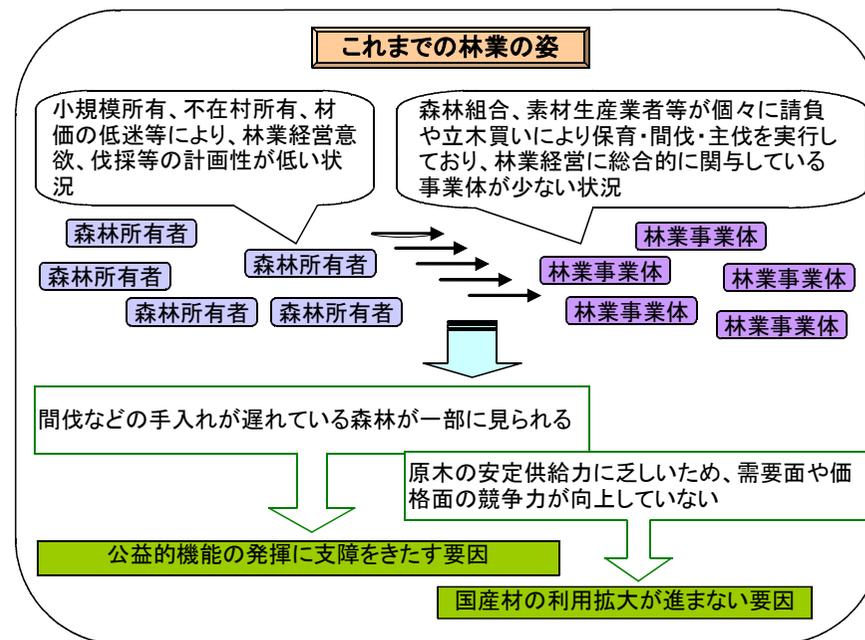
素材生産業者の団体等がコーディネーターとなり、合板工場等と価格、規格、出荷量等を仲介する取組を推進。

また、NPO法人化により、素材生産量の増加と環境への配慮の両立を目指す取組や、森林所有者に働きかけて森林施業計画を取りまとめ、低コスト生産で所有者に収益を還元する取組などがみられるところ。

(3) 森林を持続的に管理するために～林業に求められる役割～

○ これからの林業は、長期委託されたまとまりのある森林等において、長期的な視点から計画的な施業を推進することにより、多様で健全な森林の育成と再生産可能な資源である木材の持続的な供給を推進していくことが重要。そして、公益的機能を発揮する森林を充実させることや循環型社会の構築に資する森林資源を有効に活用することを通じて環境に貢献する林業の姿を国民にさらに示していくことが必要。

○ また、このような取組を通じて環境に貢献する林業への理解が広まることは、そこからの産物である国産材の利用拡大にもつながり、林業の持続的な発展、ひいては森林の多面的機能の向上が図られるという好循環を生み出していくものと期待。



II 京都議定書の約束達成に向けた森林吸収源対策の加速化

1 地球温暖化を巡る動向

(1) 地球温暖化の現状

(京都議定書の第1約束期間の開始)

- 京都議定書で定められた第1約束期間が平成20年(2008年)から開始。平成24年(2012年)までの5年間に平成2年(1990年)の水準と比較して先進国全体で少なくとも5%、我が国は6%の温室効果ガスを削減。

(地球温暖化の影響)

- 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第4次評価報告書によると、地球の平均地上気温は平成17年(2005年)までの100年間に0.74℃上昇し、今世紀末までに最大で6.4℃上昇すると予測。また、気候変動が自然環境・人間環境に及ぼす様々な影響について指摘。

(2) 地球温暖化防止に向けた国際的な取組

- 平成19年(2007年)6月のハイリゲンダム・サミットでは、2050年までに温室効果ガスの排出量を半減させる目標を検討することで合意。同年9月、シドニーで開催されたAPEC首脳会議で採択した地球温暖化防止に関する「シドニー宣言」では「2020年までに域内の森林面積を2000万ha増加させる」など具体的な数値目標を設定。

2 我が国における地球温暖化防止対策の推進

(1) 地球温暖化防止に向けた我が国の取組

(「京都議定書目標達成計画」の見直し)

- 「京都議定書目標達成計画」に定めた対策・施策の進捗状況等を評価し、第1約束期間に必要な対策等を講ずるため、平成19年度(2007年度)に同計画の評価・見直しを実施中。

(京都議定書に基づく森林吸収量の報告)

- 平成19年(2007年)5月に我が国の温室効果ガス排出・吸収量の目録を気候変動枠組条約事務局に提出。京都議定書に基づき算定した我が国の平成17年度(2005年度)の森林による二酸化炭素吸収量は基準年総排出量の約2.8%に相当。

(2) 森林吸収源対策の加速化

(森林吸収源対策の加速化の必要性)

- 林野庁において試算したところ、第1約束期間において森林吸収量の目標である1,300万炭素トンを確認するためには110万炭素トンが不足。平成20年(2008年)からの第1約束期間の開始を受け、目標の確保に必要な、間伐等の森林整備をはじめとする森林吸収源対策の加速化を強力に推進することが必要。

○ 地球温暖化の主な影響

観測された気候変化	予測される影響
<ul style="list-style-type: none"> ・ 2005年までの100年間の気温上昇は0.74(0.56~0.92)℃ ・ 暑い日、暑い夜、熱波の発生頻度増加 ・ 大雨の頻度が増加 ・ 北大西洋の強い熱帯低気圧の強度が増加 ・ 20世紀中に海面水位は0.17m上昇 ・ 1970年代以降特に一部地域で干ばつが拡大 ・ 山岳氷河・雪氷域は縮小 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化石燃料を重視し高い経済成長をする社会では21世紀末に約4℃(2.4~6.4℃)気温上昇 ・ 極端な高温、熱波、大雨の頻度は増加 ・ 熱帯低気圧の強度は増加 ・ 海洋の酸性化が進行 ・ 干ばつを受ける地域が増加 ・ 積雪面積、極域の海水は縮小 ・ 感染症が増加

資料：IPCC第4次評価報告書より作成

○ 京都議定書に基づく我が国の2005年度の森林吸収量の報告

- ・ 気候変動枠組条約等に基づき、平成19年5月26日に我が国の温室効果ガス排出・吸収量の目録を気候変動枠組条約事務局に提出。
- ・ 2005年度の総排出量は約13億5,900万二酸化炭素トン(基準年総排出量と比較して約7.7%増)と算定。
- ・ 森林については、2005年度の京都議定書に基づく吸収量(新規植林、再植林、森林減少、森林経営対象森林の吸収量)等を試行として報告。
- ・ 森林吸収量の算定結果
京都議定書に基づく吸収量は約3,540万二酸化炭素トン(約970万炭素トン)で、基準年総排出量の約2.8%に相当。

(単位：万炭素トン(括弧書きは万二酸化炭素トン))

	基準年総排出量	京都議定書に基づく吸収量			
		新規・再植林、森林減少	森林経営対象森林の吸収量	計	基準年総排出量比
計	34,390 (126,100)	-57	1,023	966 (3,542)	2.8%

Ⅲ 多様で健全な森林づくりに向けた森林の整備・保全

1 多様で健全な森林づくりに向けた森林の整備

(1) 適切な森林整備の推進

(美しい森林づくりの推進)

○ 我が国は森林が国土の3分の2を覆う世界有数の緑豊かな森林国。この森林を守り育て、地球温暖化防止にも貢献していくため、国民・政府一体となって「美しい森林づくり推進国民運動」を展開。

○ 地球温暖化防止、国土の保全など森林のもつ公益的機能を十分に発揮させるため、2007～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消。さらに100年先を見据え広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等国民のニーズに対応した多様な森林づくりを推進。

(花粉発生源対策の推進)

○ スギ花粉症は患者数が国民の1割を超えると推計されるなど国民的課題。林野庁では今後の花粉発生源対策の加速化を図るため「花粉発生源対策プロジェクトチーム」を設置。今後、スギ花粉の少ない森林への転換等を重点的に促進することや少花粉スギ等の苗木の供給量を大幅に増大していくことが重要。

(公的関与による森林整備の推進)

○ 森林所有者等の自助努力のみでは適切な整備が進み難い森林のうち、公益的機能の発揮が強く求められ、適正な整備が必要不可欠な場合には、治山事業等による整備を実施。なお、独立行政法人緑資源機構は平成19年度限りで廃止し、水源林造成事業については他の法人へ継承する、などの見直し。

(2) 多様な主体による国民参加の森林づくりの推進

(多様な主体による森林づくり活動の促進)

○ 林野庁の調査によると森林ボランティア団体数は大幅に増加。また、森林づくりボランティア活動に対する国民の参加意向は増加するなど、森林づくり活動に対する理解は一定の進展。

(森林の多様な利用の推進)

○ 森林・林業等に対する理解と関心を深めるため森林環境教育を推進するとともに、里山林の再生など森林における多様な活動を促進。

(地方公共団体による取組)

○ 森林の整備等を目的とした地方公共団体による独自課税の取組が増加。平成19年度までに23県で導入済、20年度以降2県で導入予定。さらに19道府県で導入を検討するなど、取組が活発化。

○ 多様で健全な森林整備の推進

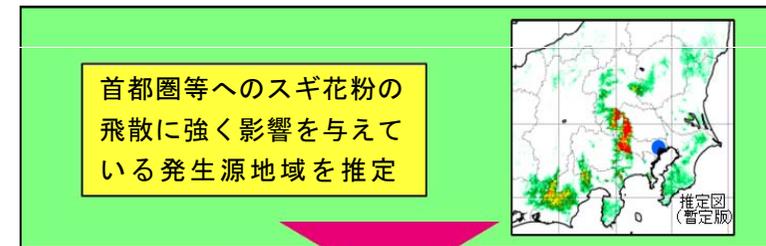
○ 2007～2012年の6年間で330万haの間伐を実施



○ 100年先を見据え広葉樹林化等多様な森林づくりを推進



○ スギ花粉発生源調査結果を活用した花粉発生源対策の推進



2 安全・安心の確保のための国土の保全等の推進

(1) 保安林の適切な管理の推進

- 水源のかん養、災害の防備等、森林のもつ公益的機能の発揮が特に要請される森林については計画的に保安林に指定。保安林の適切な管理を進めるため、保安林台帳等のデータベース化など効率的な情報管理体制の整備を推進することが重要。森林吸収源対策等に資する観点からも保安林の適切な管理・保全は重要。

(2) 効果的な治山事業の推進

- 平成19年においても新潟県中越沖地震、台風や梅雨前線による大雨等により大規模な山地災害が発生。相次ぐ山地災害から安全・安心な生活を着実に確保するため、治山施設の整備については既存施設の活用を図るなど効果的・効率的な整備を行うとともに、山地災害危険地区や災害に関する情報の提供など地域における減災に向けた取組を一体的に実施していくことが重要。

(3) 松くい虫等森林病害虫・野生鳥獣被害対策等の推進 (松くい虫等森林病害虫被害対策)

- 松くい虫被害量は減少傾向で推移する一方、高緯度・高標高地域等で新たな被害が発生。防風・防潮や土砂崩壊防止等に重要な役割を果たしている松林を保全するため、特に被害先端地域等における被害拡大防止対策が重要。
- カシノナガキクイムシが運ぶ病原菌によりミズナラ等が集団的に枯損する「ナラ枯れ」被害が本州日本海側を中心に発生。被害拡大を防止するため「ナラ枯れ」に関する知識の普及や効果的な防除対策の推進が重要。林野庁では、被害木への薬剤によるくん蒸等の駆除措置に加え、健全木への粘着剤等の塗布やビニールシート被覆による予防措置を19年度より導入。

(野生鳥獣被害対策)

- シカ等の野生鳥獣被害は、野生鳥獣の生息域の拡大等により広域化。被害防止施設の設置、新たな防除技術の開発・普及、防除技術者の養成等の対策とともに、隣接した自治体が連携・協力し、農地や森林で一体的な被害防止施設を設置するなど、広域的な対策を推進していくことが重要。

3 世界の森林の動向

- 世界の森林の減少・劣化は依然として進行。国際的な協力の下、持続可能な森林経営を推進するため、開発途上地域における森林の整備等への積極的な協力や、地球温暖化防止、違法伐採対策等の地球規模の課題への取組が重要。

○ 平成19年に発生した山地災害



新潟県中越沖地震による被害（新潟県長岡市）

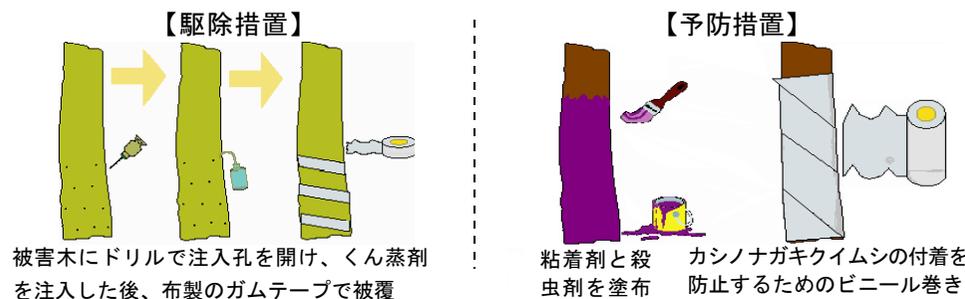


台風第4号による被害（鹿児島県南大隅町）

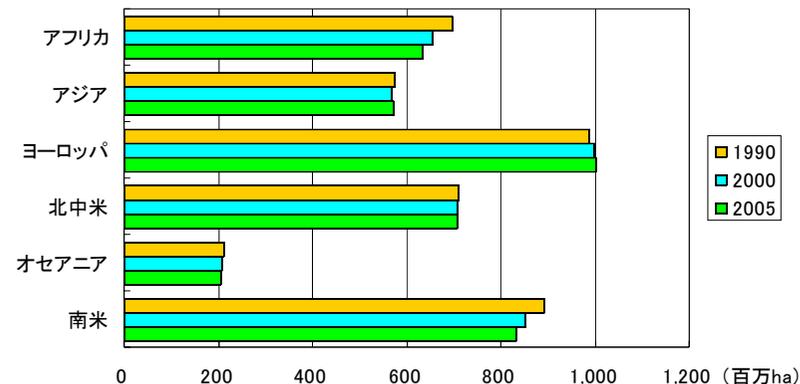
○ 「ナラ枯れ」対策の推進

被害木内のカシノナガキクイムシの駆除のみでは、健全木への被害を十分に予防できない恐れ

駆除措置と予防措置を一体的に実施することで高い防除効果が期待



○ 世界の森林面積の変化（地域別、1990-2005）



資料：FAO「世界森林資源評価2005」

IV 木材需給と木材産業

1 木材需給の概況

(需給動向)

○ 平成18年の我が国の用材需要量は8,679万 m^3 となり、前年より93万 m^3 増加。うち国産材の供給量は対前年44万 m^3 増の1,762万 m^3 となり、4年連続の増加。

○ 平成18年の用材自給率は、対前年比0.3ポイント増の20.3%となり、2年連続の上昇。これは、合板用の国産材供給量が前年と比較して33%増の114万 m^3 となったことや、製材用、パルプ・チップ用の国産材供給量についてもそれぞれ微増であったことが主な要因。

○ 品質・性能の確かな住宅用資材として構造用合板と集成材の利用が増加する中、これらの製品への国産材利用も増加傾向。平成18年の合板用材としてのスギ供給量は80万 m^3 となり平成13年の2倍に増加。また、国産材を原料とする集成材の平成18年の生産量は約30万 m^3 となり、対前年比55%の増加。

(製品価格の推移)

○ 平成19年のスギ正角（乾燥材）の価格は、61,000円前後と前年平均より5,000円程度高い水準で推移。スギ正角（乾燥材）と競合関係にあるホワイトウッド集成管柱の価格は、平成19年5月まで上昇傾向で推移してきたが6月以降急激に下落。合板も6月以降下降傾向。この下降は、在庫量の増加等が要因。

2 木材産業をめぐる動き

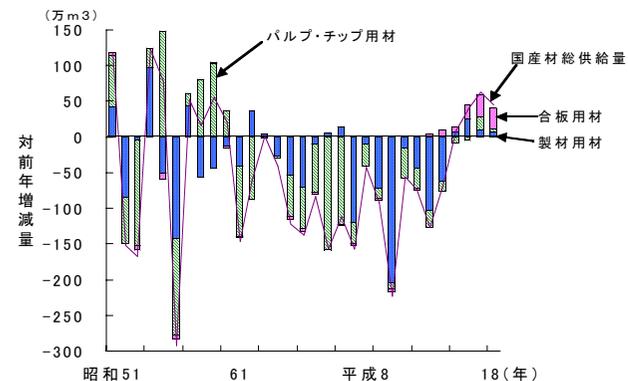
(新設住宅着工戸数の動き)

○ 平成18年までの新設住宅着工戸数は、平成10年以降120万戸前後を保ちつつ増加傾向で推移。木造住宅の着工戸数についても平成14年以降は増加傾向。これは、主に賃貸や分譲住宅の増加によるもの。平成19年の木造住宅着工戸数は、6月の改正建築基準法施行の影響により、以降急激に減少。

(新生産システムにおける取組)

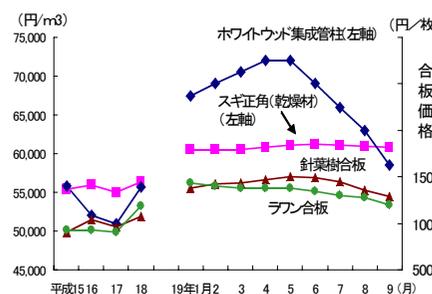
○ 新生産システムでは平成18年度に全国11モデル地域のうち5地域、14箇所製材施設や木材乾燥機等を整備。これにより、当該地域の平成19年度の原木消費量は20万 m^3 から29万 m^3 、乾燥材生産量は4万 m^3 から8万 m^3 に増加の見込み。また、平成19年度は7地域12箇所において施設整備を予定しており、更なる国産材の利用拡大を通じた林家の収益性の確保という新生産システムの目標達成に向けた取組を推進。

○ 用材供給量の対前年増減量の推移（国産材）

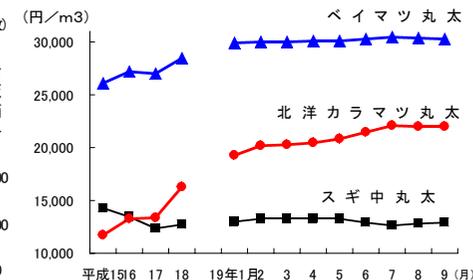


資料：農林水産省「木材需給表」

○ 製品価格の推移



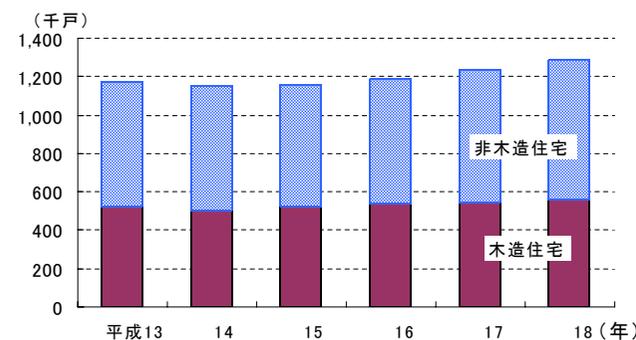
○ 原木価格の推移



資料：農林水産省「木材価格」、日刊木材新聞

注：ベイツ、北洋カラマツ丸太は平成19年1月より調査対象都道府県を変更。

○ 新設住宅着工戸数の推移 (H13-18)



資料：国土交通省「住宅着工統計」

(木材の流通構造)

○ 製材工場への国産材原木の流通構造は、原木市場を介した流通が主流をなしているが、市場からの入荷量の割合が平成13年から5年間に8ポイント減少し48%となり、原木市場以外での取引が増加傾向。また、この間、製材工場全体の用材消費量が減少する中、大規模製材工場の消費量は増加しており、大規模工場への集中化が進んでいる状況。

**3 木材利用を推進するための取組
(木造住宅を推進する取組)**

○ 現在、住宅メーカーにおいては、国産材の利用が森林整備や地球温暖化防止に貢献するという観点等から、国産材にこだわった取組が見られる状況。また、平成18年には全国で241グループが「顔の見える木材での家づくり」に取り組んでおり、消費者のこだわりに応えた木の良さを活かした木造住宅を供給。平成18年の実績は全国で6,460戸。

(木づかい運動)

○ 木づかい運動が平成17年より行われる中、平成19年10月末時点で117の企業等がサンキューグリーンスタイルマークを使用し、消費者に国産材利用をPRする取組を展開。また、自治体やNPO等の取組においては、地域から生産される間伐材を紙や雑貨等の原料として使用するなど、森林整備と木材利用を結びつけた活動が拡大。

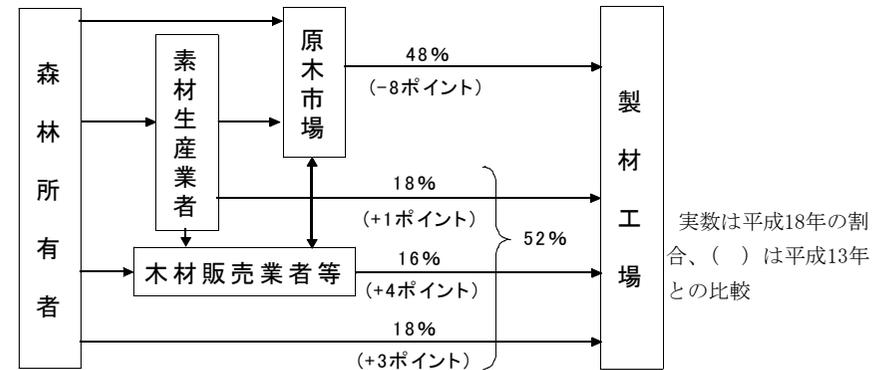
(木質バイオマス)

○ 木材産業においては、廃材の7割を製紙チップや家畜敷料等の原材料、2割を熱源等のエネルギーとして利用。また、木材産業における木質資源利用ボイラー数は年々増加。さらに、製紙、電力等の工場においても、エネルギー源として利用する動きが拡大しているほか、木材由来のE3（バイオエタノール3%混合ガソリン）の供給が大阪府において開始。今後は利用が遅れている林地残材等をバイオマス資源として利用していく取組が重要。

(森林認証)

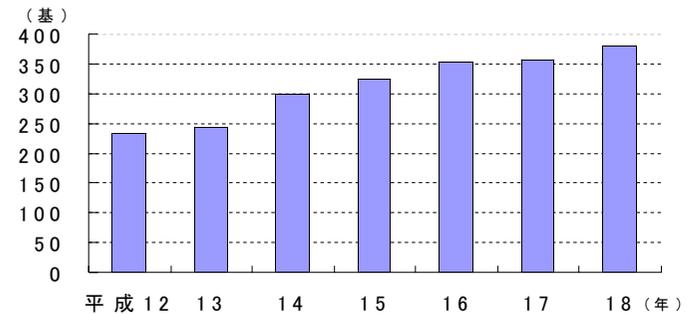
○ 持続可能な森林経営が行われている森林を認証するFSCやSGECによる認証件数は増加傾向にあり、平成19年10月現在、70件、約70万ha。また、認証森林からの木材等の流通に係るCoC認証は約660事業体が取得しており、木材産業における認証取得の動きが拡大。

○ 国産材の原木の流通構造



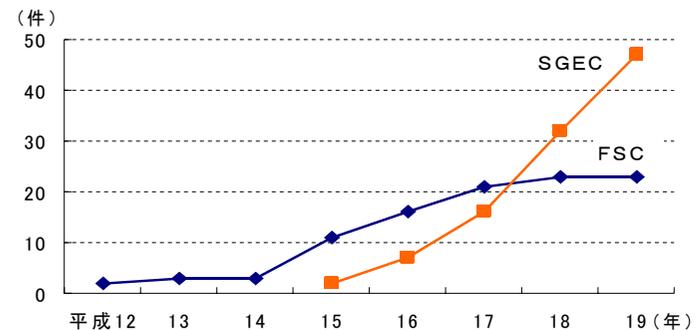
資料：農林水産省「木材流通構造調査報告書」

○ 木材産業における木質資源利用ボイラー数の推移



資料：林野庁業務資料

○ FSC、SGEC認証件数の推移



資料：林野庁業務資料

V 「国民の森林」としての国有林野の取組

1 国有林野の現状と期待される役割

- 国有林野は、我が国の国土の2割、森林面積の3割を占め、その多くが脊梁山地や水源地域に分布していることから、国土保全や水源かん養等の公益的機能の発揮に大きな役割。
- 内閣府が、平成19年5月に実施した「森林と生活に関する世論調査」によると、国有林に期待する働きとして、地球温暖化防止、災害防止、水源かん養への高い期待に加え、野生動植物の生息の場、大気浄化や野外教育の場としての働きに期待。

2 「国民の森林」を適切に管理するための様々な取組

(国有林野の適切な管理経営)

- 国有林野においては、個々の森林を「水土保持林」、「森林と人との共生林」及び「資源の循環利用林」に類型化。国民の多様化する要請に適切に対応するため、この区分ごとの管理経営の考え方に即し、地域特性等を勘案しつつ、長伐期化や複層林化、広葉樹林化等公益的機能を高度に発揮するための施業を積極的に推進。

(優れた自然環境を有する森林の維持・保存)

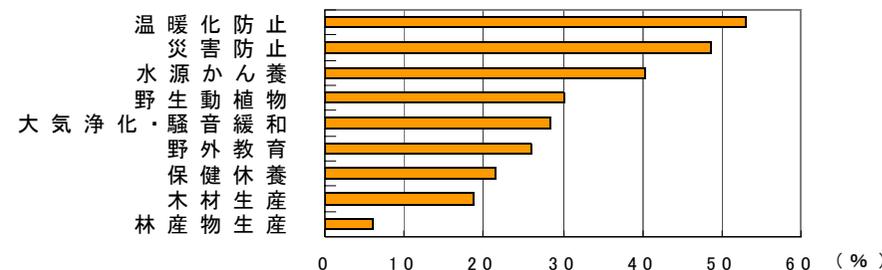
- 国有林野には原生的な森林が多く存在することから、これらを保護林に設定し適切に保全・管理しているところ。また、保護林を相互に連結する緑の回廊を設定し、野生動植物の移動経路を確保することにより、広範かつ効果的に種の保全や遺伝的な多様性を確保。さらに平成19年度からは、保護林設定後の状況変化を客観的に把握するため、すべての保護林を対象としたモニタリング調査を開始。

- 平成19年4月に新たに設定した小笠原諸島森林生態系保護地域地域の保全・管理については、19年度中に保全管理計画を策定するための保全管理委員会を設置し、外来種に対する効果的な駆除対策等を検討。これにより世界自然遺産暫定リストへの記載時に課題とされた外来種対策を進め、世界自然遺産への推薦に向けた取組を一層推進。

(国民参加の森林づくり)

- 世界自然遺産に登録された知床においては、ボランティア団体や教育関係者等との協働型による「知床自然の森づくり」をモデル的に企画・実践。そのため、平成19年度は知床における協働の森林づくりを推進するための基本方針となる「知床自然の森再生ビジョン」を作成したほか、ボランティア等活動拠点施設等を整備。

○ 国有林に期待する働き



資料：内閣府「森林と生活に関する世論調査」（平成19年5月）

○ 保護林及び緑の回廊の設定状況

(単位：箇所、千ha)

名称		目的	箇所数	面積
保護林の種類	森林生態系保護地域	森林生態系の保存、野生動植物の保護、生物遺伝資源の保存	28	494
	森林生物遺伝資源保存林	森林生態系を構成する生物全般の遺伝資源の保存	12	35
	林木遺伝資源保存林	林業樹種と希少樹種の遺伝資源の保存	324	9
	植物群落保護林	希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等の保存	363	181
	特定動物生息地保護林	希少化している野生動物とその生息地・繁殖地の保護	36	21
	特定地理等保護林	岩石の浸食や節理、温泉噴出物、氷河跡地の特殊な地形・地質の保護	35	35
	郷土の森	地域の自然・文化のシンボルとしての森林の保存	35	4
	合計		833	778
緑の回廊		野生動植物の移動経路を確保することにより、広範かつ効果的に種の保全や遺伝的な多様性を確保	24	509

資料：林野庁業務資料

注：平成19年4月1日現在

○ 「小笠原諸島森林生態系保護地域」保全管理委員会の概要

目的	小笠原諸島森林生態系保護地域について、特異的・原生的な自然を後世にわたり健全な状態に維持するため、保全・管理の手法を検討
検討事項	・外来種(アカギ、モクマオウ等)に対する効果的な対策の検討 ・歩道利用や属島利用に関するルール、施設の設置に関する計画等の検討

資料：林野庁業務資料

- 森林管理署等においては、国民参加の森林づくりを目的とし、森林づくりのためのフィールド提供や森林環境教育のための講師派遣などを実施。平成18年度末現在、「遊々の森」は127か所、「ふれあいの森」は151か所、「法人の森林」は443か所設定。

(国民の生活を守るための森林づくり)

- 国有林野の88%は保安林に指定されており、平成18年度末の保安林面積は669万ha。また台風等により被害を受けた国有林野においては、復旧のための治山事業等を適切に実施。特に国有林と民有林が近接している地域においては、上流域の国有林と下流域の民有林の復旧を一体的に行う特定流域総合治山事業による効果的な対策を実施。

(地球温暖化防止対策の推進)

- 国有林野事業では、間伐の積極的な実施等により健全な森林の整備・保全を推進するほか、森林土木工事における間伐材等の利用を積極的に推進するなど地球温暖化防止に率先して取り組んでいるところ。また、森林環境教育の場において、これらの地球温暖化防止の取組を国民に啓発。

(木材の安定供給への貢献)

- 国有林野事業では、森林整備を通じて生産される間伐材について、集成材・合板工場等の大規模需要者に対して原材料を安定供給するシステム販売を推進するなど、民有林と国有林を通じた原木の安定供給体制の整備に寄与しているところ。

3 国有林野事業における改革の取組

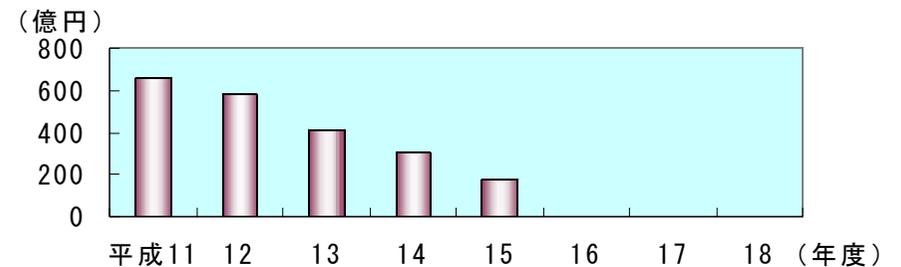
- 国有林野事業は、平成15年度末までの5年間の集中改革期間において、公益的機能重視への転換や組織・要員の合理化、財務の健全化等の取組を重点的に実施。また、平成16年度以降は3年連続して新規借入金をゼロとするなど、財務の健全性の回復に努めているところ。さらに、伐採・造林等の事業については、そのほとんどを民間委託するとともに、事務の簡素化やOA化等の効率化も推進。
- 行革推進法において平成22年度に検討することとされている国有林野事業の一般会計化、一部独立行政法人化については、一刻も早く緑資源機構にかかる経過措置を終了し安定した継承事業の執行体制を確立するため、1年前倒しし、平成22年4月に実施。

○ 「遊々の森」、「ふれあいの森」、「法人の森林」の事例



資料：林野庁業務資料

○ 国有林野事業における新規借入金の推移



資料：林野庁業務資料